認可外保育施設集団指導
（居宅訪問型保育事業（個人事業主））
幼児教育・保育の無償化について

文京区　こども未来部　幼児保育課

特定子ども・子育て支援施設等とは

- 居宅訪問型保育事業者が無償化の対象事業者となるためには、文京区に申請し、無償化の対象施設としての確認を受ける必要があります。

→ 確認を受けた事業者を「特定子ども・子育て支援施等」といいます。

1．子ども・子育て支援施設等が区へ確認申請

2．区が確認

特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

- 特定子ども・子育て支援施設等は、子ども・子育て支援法第58条の４第２項に基づき、内閣府令で定める「運営基準※」に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければなりません。

※ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

1. 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録、記録の整備

運営基準第54条・第61条第２項

- 利用者、利用日、利用時間、利用内容を記録し、５年間保存しているか。

【記録の例】保育日誌など

2. 利用料及び特定費用の額の受領

運営基準第55条

【利用料の額の受領】

- 保護者との間に締結した契約により定められた利用料の支払いを受けているか。

【特定費用の額の受領】

- 特定費用（※）を徴収する場合は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途、額、理由について書面により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。

※ 特定費用・・・日用品、文房具、食事の提供に要する費用 等

3. 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

運営基準第56条

【領収証の交付】

- 利用料及び特定費用の支払を受けた際に、保護者に領収証を交付しているか。
- 領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。

【特定子ども・子育て支援提供証明書の交付】

- 利用日、利用時間、利用内容、利用料等を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。

４．保護者に関する区への通知、記録の整備

運営基準第58条、第61条第2項

- 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しているか。
- 通知に係る記録を整備し、５年間保存しているか。

５．利用児童を平等に取り扱う原則

運営基準第59条

- 利用児童の国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしていないか。

６．秘密保持等

運営基準第60条

- 正当な理由がなく、業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を、退職（事業廃止）後も含め、漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。また、秘密を漏らしていないか。
- 小学校、その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。

７．記録の整備

運営基準第61条第1項

- 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

ご視聴ありがとうございました。

- 動画の視聴は以上で終了となります。
 指定の期日までに自己点検の入力及び必要書類を提出してください。